こども審議会からの評価・意見と市の考え方

第２期豊中市子育ち・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」令和６年度（2024 年度）事業実施状況に対するこども審議会からの評価・意見と市の考え方は以下のとおりです。

Ⅳ．重点施策の事業実施状況

【重点施策２　みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～】（12 ページ）

審議会委員からの意見

はぐくみセンターの運営について

・はぐくみセンターが設置されてから、どのようにその仕組みを周知されているのでしょうか。また、サポートプランの作成から実際の支援にどの程度つながっているのかお聞かせください。

市の考え方

はぐくみセンターの周知については、どのような相談窓口があるのか、どのような支援を実施しているのかをお伝えすることが重要と考えており、主に、市のホームページやリーフレットでの周知を行っています。リーフレットは小中学校の１年生全員に配布しているほか、本市に転入されてきた方にもお配りしています。

市民だけではなく、関係する支援機関にもセンターの役割を知っていただく必要があるため、学校での勉強会や多機関連携の会議の場において、はぐくみセンターについて説明しています。

サポートプランについては、ケースごとに程度の差がありますが、サポートプランを作成し、１つの課で対応するケースもあれば、複数の関係機関が連携して対応するケースもあります。後者の場合には、ケース会議を開催しながら、支援につなげていく体制を整えています。

Ⅳ．重点施策の事業実施状況

【重点施策３　だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～】（21 ページ）

審議会委員からの意見

児童発達支援センター機能の充実について

・義務教育修了後の発達障害児を対象とした放課後等デイサービスについて、サービスが必要なこども達にどれぐらい中身が伝わっているのかお聞かせください。

市の考え方

義務教育修了後の発達障害児を対象とした放課後等デイサービスの周知については、児童発達支援センターのホームページで公開しているほか、学校ではパンフレットでの情報提供を行っています。支援を必要としている家庭への情報提供を充実させるため、身近な相談窓口や相談支援センター等にも情報提供しながら、より効果的な周知に努めてまいります。

【重点施策３　だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～】（23 ページ）

審議会委員からの意見

ヤングケアラーへの相談支援について

・ヤングケアラーが自ら相談するのは難しいと思いますが、令和６年度の相談支援件数（13 件）を行政としてはどのように捉えていますか。また、ヤングケアラーについて、どのような周知をされているのかお聞かせください。

市の考え方

ヤングケアラーへの相談支援件数 13 件について、この件数はヤングケアラー専用相談窓口で対応した件数です。実際には、要保護児童対策地域協議会（要対協）のケースでヤングケアラー状態のこどももいるため、実際の支援件数はもう少し多くなります。

ヤングケアラーへの周知については、本人は自分が当事者であることが分からなかったり、家のお手伝いを当然必要なことと捉えていることがあるため、支援対象であることを伝えることが難しい側面があります。そのため、周囲の大人が気づき、声をかけることが重要と考えています。こうした観点から、教員向けの研修会等での周知を行っています。

また、こども向けのパンフレットなどの配布も行っており、情報を届けにくい高校生世代には、高校２年生の年代を対象とした情報提供の仕組みを活用して周知を図っています。

Ⅴ．施策の柱ごとの事業実施状況

【施策の柱１　子育ち支援　1-1 保育及び教育環境の充実】（25 ページ）

審議会委員からの意見

乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を広めていくということですが、一時預かり事業など対象・内容が似た制度もあります。保育人材の不足が言われている中で、何を優先して拡充していくのかは検討の必要があると考えます。

市の考え方

令和８年度に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は給付事業化され、全ての市町村で本格実施されます。それに向け、現段階では実施施設を増やしていく必要があると考えており、実施施設の募集をさらに進めてまいります。あわせて、未就園児家庭の子育ち・子育て支援は重要であることから、さまざまなニーズに沿って総合的な支援を進めていきます。

【施策の柱１　子育ち支援　１-１保育及び教育環境の充実】（25 ページ）

審議会委員からの意見

保育士確保の取組みについて

・一時預かり事業について、施設関係者から、事業実施のための部屋と保育士の確保が大変であるとの声が聞かれます。保護者がこどもを預けられることはとても良いことだと思いますが、市として、保育士の確保のためにもっと予算を付けるなど検討すべきと考えます。

市の考え方

保育士の確保については、市としても喫緊の課題として重く考えています。現在の取組みで十分とは考えておらず、今後、どのように保育士を確保していくのか民間就学前施設の皆さんとともに検討を進めます。

現在の取組みとしては、とよなか保育士助成金（市内民間就学前施設で新たに働く保育士に対し助成金交付により保育人材確保と就労継続を支援する事業）交付事業の交付を行っています。今年度からは、応援金を３年間で最大 96 万円に拡充したほか、市外在住者向けに「うぇるかむマチカネポイント」としてマチカネポイントを 12 万ポイント交付する新たな取組みを開始しました。保育士試験を受験される方を対象に試験前の対策講習も実施し、これから保育士になろうとする方への支援にも取り組んでいます。

また、今年度から有償ボランティアの受け入れを公立園で開始しました。ボランティアから保育に触れてもらうことで、保育現場での就労に結び付けていただけるよう取組みを進めています。

事業者への支援としては、処遇改善等の取組みを行った場合に補助金を交付しています。

【施策の柱１　子育ち支援　１-１保育及び教育環境の充実】（25 ページ）

審議会委員からの意見

・就学前から小学校、小学校から中学校へ上がる際の環境変化はこども達にとって大きなものですが、そのような変化がこどもに丁寧に説明される仕組みが必要と考えます。

市の考え方

就学前施設のこども達が小学校に入学する際、少しでもスムーズに環境の変化に対応できるように、入学前のこども達が小学校を見学できる機会などを用意しています。また、今年度は、幼保こ小連絡協議会において、小学校の先生方に就学前施設のこども達の過ごし方を知っていただく機会を作りました。

小学校から中学校にかけては、毎年全校で小中交流会を実施し、授業見学や実際に体験授業を受けることで、中学校生活を体験していただく機会を作りました。

V. 施策の柱ごとの事業実施状況

【施策の柱１　子育ち支援　１-３子どもの居場所づくり】（27 ページ）

審議会委員からの意見

午前７時からの小学校見守り事業について

- 年度の延べ人数は多く見えますが、学校によっては１日あたりの利用者が少数の場合もあると聞いています。現在の実施状況についてどのように考えているのかお聞かせください。
- 「施策の柱１　子育ち支援　１-３子どもの居場所づくり」に掲載されていますが、事業の実態から保護者の就労支援の要素が大きく、「子育て支援」にカテゴライズするものと考えます。
- 障害のある児童が利用する場合の特別な支援体制があるのかお聞かせください。

市の考え方

実施状況について、学校ごとに利用人数に差があるので、一定期間利用がなければ、保護者に意見を伺いながら、休止にしています。

事業の掲載箇所については、午前７時からの見守りにより保護者の就労を支援する側面はあるものの、早朝から登校しなければならないこどもの安全や居場所の確保の観点から「子育ち支援」としています。

特別な支援体制は設けていませんが、学校及び見守り事業者と協議しながら可能な範囲で配慮を行っています。

X. 評価指標

【施策の柱１　子育ち支援】（52 ページ）

審議会委員からの意見

こどもからの相談について

こども本人からの相談をキャッチする仕組みについて、相談に至る具体的な経路はどうなっているのかお聞かせください。

市の考え方

こども達が直接相談できる手段として LINE（とよなかっ子ライン）と 24 時間のフリーダイヤル（とよなかっ子ダイヤル）が役立っています。昨年度、こども本人からの相談は 1,596 件でしたが、そのうち 1,213 件がとよなかっ子ラインからでした。相談者が思いを言語化するのが難しい場合でも、LINE であれば長文ではなく短い言葉で相談ができるため、相談のハードルが下がっているものと考えています。